

中学校文化活動大会出場補助金交付要綱

第1条 中学校文化活動の活性化を図るため，中学校文化活動大会出場補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は，規則で使用する用語の例による。

（補助事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，学校教育活動の一環として開催される中学校文化活動大会であって，岡山県外で実施される次の大会（以下単に大会という。）に対して，中学生を派遣する事業とする。

(1) 全日本吹奏楽コンクール（中国大会又は全国大会に限る。）

(2) アンサンブルコンテスト（中国大会又は全国大会に限る。）

（補助事業者）

第4条 補助事業者は岡山市中学校文化連盟（以下「中学校文化連盟」という。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち，補助金の交付額の算定に当って対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，大会の参加に要する経費のうち次に掲げるものとする。

(1) 交通費

(2) 宿泊費

（補助金額）

第6条 補助金額は，次の表の補助対象経費の欄に掲げる区分ごとに，同表補助金額に掲げる額を，算定の基礎となる人数の欄に掲げる人数に応じて交付する。この場合において，1人当たりの補助金額の合計は，10,000円を上限とする。

補助対象経費	補助金額	算定の基礎となる人数
交通費	岡山駅から宿泊地の最寄りのJR駅までとして，岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和36年市条例第19号）の	大会に参加する生徒の実人数。ただし，大会要項等に

	例により算出した額（（団体）生徒割引適用後の額）に2分の1を乗じて得た額。ただし、貸切バスを使用する場合は、実際に要した費用に2分の1を乗じて得た額とする。	定める登録人数を上限とする。
宿泊費	実費の2分の1（上限を一泊につき8,000円を上限とし、宿泊数は、2泊までとし、）とし、宿泊数は2泊以内とする。	

備考 補助金の額として得られた額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請における添付書類の免除）

第7条 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号の書類の添付は要しない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行する。